

第5回 軽井沢スキーバス事故対策フォローアップ会議

(「総合的な対策」以外の取組状況(第4回フォローアップ会議以降実施))

令和2年8月20日

経緯

- 社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故については、事故の背景にある組織的・構造的課題の更なる解明を図るなど、より高度かつ複合的な事故要因の調査分析と、客観性がありより質の高い再発防止策の提言を得ることが求められている。
- 平成26年6月、「交通事故総合分析センター」を事務局として、各分野の専門家から構成される「事業用自動車事故調査委員会」を設置し、事業用自動車の重大事故について事故要因の調査分析を行っている。

これまでの事故調査について

平成26年6月から令和元年7月までに本委員会で議決された37件の事故について、類型化すると以下のとおり。

類型	件数 (内貸切)
① 過労運転による居眠り事故	11 (3)
② 体調急変や体調不良による事故	4 (1)
③ 前方不注意(脇見運転)による事故	6 (3)
④ 速度超過状態で走行するセミトレーラの横転事故	4 -
⑤ 適切な運転操作ができなかったため発生した事故	10 (4)
その他(車両故障、飲酒運転による事故)	2 (1)
合計	37 (12)

委員名簿

酒井 一博	公益財団法人 大原記念労働科学研究所 研究主幹
安部 誠治	関西大学社会安全学部 教授
今井 猛嘉	法政大学法科大学院 教授、弁護士
小田切 優子	東京医科大学 講師
春日 伸予	芝浦工業大学工学部共通学群 教授
久保田 尚	埼玉大学工学部建設工学科 教授
水野 幸治	名古屋大学大学院工学研究科 教授
首藤 由紀	株式会社社会安全研究所 代表取締役 所長

(概要)

平成29年11月25日13時02分頃、乗合バスが乗客16名を乗せて見通しの良い直線道路を走行中、バスを安全に進行させるためのハンドル操作、ブレーキ操作をすることなく、道路左側の歩道に乗り上げ、ガードパイプをなぎ倒し、その先の電柱に衝突。



(背景)

○運転者は以前、睡眠時無呼吸症候群(SAS)診断を受診したところ、「経過観察」との判定。

→しかし、事業者は、そのことを知りながらも、運転者への適切なフォローは未実施。

○事業者は、運転者に対し、乗務中体調不良を感じたら、必ず停車して運行管理者に報告し指示を仰ぐよう指導。

→しかし、実際には、運転者は事故当日、眠気を感じながらも、「運転を中止するほどではない。」と勝手に判断、そのまま運行を継続。



(再発防止策)

○事業者は、SAS診断等の受診結果を運転者に十分説明し、必要に応じ治療を受けさせるなど、当該結果を有効活用して健康管理体制を整えましょう。

○事業者は、運転者が体調不良を隠して乗務することのないよう、運行管理者に相談しやすい雰囲気を醸成しましょう。



SAS診断等を活用したきめ細やかな運転者への指導監督

- 令和元年12月4日、東京都新宿区の都道において、走行中のバスがハイヤーに追突し、さらに中央分離帯を乗り越え、街路灯に衝突し止まり、ハイヤーの運転者が死亡する事故が発生。
- 事業者によると、事故当日は朝6時台に始業点呼が行われ、夜6時台に事故が発生し、事故後の検査において**インフルエンザに罹患していた**ことが判明。
- 一般的に、インフルエンザウイルスに感染してから1～3日間ほどの潜伏期間の後に、発熱（通常38℃以上の高熱）、頭痛、全身倦怠感、筋肉痛・関節痛などの**症状が突然現われる**とされている。
- 乗務前点呼時において、**運転者の体調が正常であったとしても、運行中に体調が急変し運行に悪影響を及ぼす場合がある。**



運転者の体調急変に係る事故の発生を踏まえた管理の徹底について業界団体を通じて周知（令和元年12月6日）

○自動車運送事業者が徹底すべき事項

以下のことを改めて徹底し、安全に運行をすることができないおそれがある状況での運行を行わないこと。

- ① 運転者に対して運行中に体調の異変を感じた時に、無理に運行を続けると非常に危険であることを理解させ、運行中に体調の異常を少しでも感じた場合、速やかに営業所に連絡する等の指導を徹底すること。
- ② 運行中の運転者の体調変化等による運行中止等の判断・指示を適切に実施するための体制を整備すること。
- ③ 運転者が体調異変等の報告をしやすいような職場環境を整備すること。
- ④ 職場内におけるうがい、手洗い及び消毒用アルコールを使用した手指消毒の徹底すること。

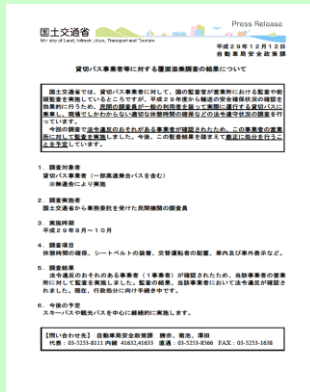
覆面添乗調査及び重点的監査の実施

監査の現状

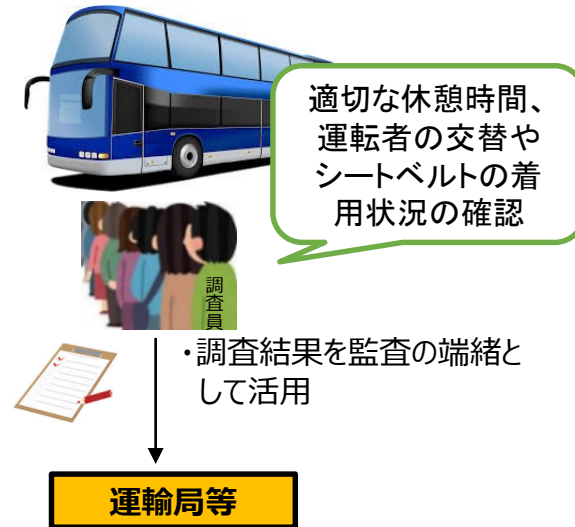
営業所に立ち入る臨店監査や、バス発着場における街頭監査では、運行中の休憩取得状況や、シートベルト着用のアナウンス及び着用状況など、運行中の実態の把握に限りがある

運行中の実態把握・法令違反のあぶり出し

調査員による覆面添乗調査



- 調査を行うことについて事前にプレスリリース
- 一般の利用者として実際に運行するバスに乗り込み、運行中の実態を調査（民間に調査を委託）
- 調査の結果に法令違反の疑いが認められる場合には、監査端緒として活用



H29・H30・R1年度において、多客期に調査を実施。これまでに当該調査結果から法令違反の疑いのあった事業者2者に対して監査を実施し、2者とも行政処分を行った。

令和2年度
調査回数を増やし、より多くの実態を調査

貸切バス事業者への監査

今年の冬のスキーシーズン前に重点的に監査を実施予定

自動車運送事業者への要請

【バス・タクシー・トラック】

○マスクの着用、咳エチケット、体温測定等の感染予防対策の徹底、
従業員が感染した場合の速やかな報告を要請（1月28日、1月30日、2月13日、2月15日）

○夏季における運転者の体調管理の徹底を要請（6月3日、6月12日）

【バス・タクシー】

○エアコンを用いた外気導入や窓開け等の車内換気に努めるよう要請
（3月6日、4月21日）

【バス】

○バス待合所・バスターミナル等における利用者への時差通勤等の呼びかけを要請
（2月25日、3月31日、4月15日、4月17日）

○一部座席の使用禁止、続行便の運行、
防護スクリーンの運転者席への設置等に努めるよう要請（4月21日）

【バス・タクシー・トラック】

○業界団体に対し、感染予防対策ガイドラインの作成を要請（5月 5日）

→各業界団体において、上記要請の内容等を盛り込んだ
感染予防対策ガイドラインを作成・公表（5月14日）

→日本バス協会、日本旅行業協会（JATA）、全国旅行業協会（ANTA）が
貸切バスの新型コロナウイルス対応ガイドラインを作成・公表（6月19日）